

綾部東部在宅介護支援センター 居宅介護および重度訪問介護 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が運営する綾部東部在宅介護支援センターは、地域の障害者の自立と社会経済活動への参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とし、居宅介護および重度訪問介護（以下居宅介護事業等という）を実施する。

（運営の方針）

第2条 綾部東部在宅介護支援センターは、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立脚したサービスの提供に努めるものとする。

2 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的な援助に努めるものとする。

3 障害福祉サービス受給者証を有するすべての利用者からの利用申込に真摯に対応するものとし、人員体制等から適切なサービスの提供が困難な場合を除き、利用申込に応じるものとする。

また、自らのサービス提供が困難な場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介等の措置を講ずるものとする。

4 事業実施にあたり、市町村が行うあっせん、調整及び要請並びに京都府が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、協力を行うものとする。

5 前四項のほか、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第58号および第171号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の運営主体、名称等）

第3条 事業を実施する事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 綾部東部在宅介護支援センター
- 2 所在地 京都府綾部市十倉名畑町欠戸29番地の1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（兼務）

管理者は、事業所の行う業務を統括し、事業所の職員に対し法令等を遵守させるた

め必要な命令を行い、従業者を指揮管理する。

(2) サービス提供責任者 2名

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービス計画を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 10名以上

(内2名はサービス提供責任者を兼ねる。)

従業者は、管理者等の指揮管理の下でサービス計画に基づき指定居宅介護等の提供にあたる。

2 従業者の資質の向上のため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

(営業日および営業時間)

第5条 本事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

(1) 通常営業日は、月曜日から日曜日までとする。

(ただし、12月29日～1月3日は除く)。

(2) 営業時間は、午前7時30分から午後9時30分までとする。

(3) 前記第一号及び第二号の規定にかかわらず、緊急に連絡が必要な時は併設施設と連携をとって対応する。

(サービスの内容)

第6条 本事業所で行うサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 身体介護に関する内容

- ① 食事の介護
- ② 排泄の介護
- ③ 衣類着脱の介護
- ④ 入浴の介護
- ⑤ 身体の清拭、洗髪
- ⑥ その他必要な身体の介護

(2) 家事援助に関する内容

- ① 調理
- ② 衣類の洗濯、補修
- ③ 住居等の掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物

⑤ その他必要な家事

(3) 重度訪問介護に関する内容

- ① 身体介護に関すること
- ② 外出時における移動中の介護に関すること（原則として営業時間の範囲内で用務を終えるものに限る）
- ③ その他生活全般にわたる介護

- 2 サービス提供は、利用者およびその同居の家族にサービス提供責任者が内容を説明したサービス計画に基づいて行うものとする。
- 3 サービス提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 サービス提供にあたっては、常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対する相談に応じるものとする。
- 5 サービス提供した際は、提供日、時間数、内容その他必要な事項をその都度記録し、利用者の確認を受けるものとする。
- 6 従業者は、従業者の同居の家族である利用者に対してはサービス提供を行えないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は綾部市とする。

- 2 聴覚言語障害者及び難聴者の場合、通常の実施地域を超えて事業を実施する。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定居宅介護事業等を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から市町村長が定める負担上限額の範囲内において利用者負担額（厚生労働大臣が定める基準により算定された介護給付費及び特例介護給付費の原則1割）の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護事業等を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から、介護給付費等（厚生労働大臣が定める基準により算定された介護給付費及び特例介護給付費）の支払いを受けるものとする。
- 3 通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護事業等に要した交通費は、公共機関等を利用した場合は、その実費を利用者又は利用者の保護者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmあたり25円。

- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその扶養義務者に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者又はその扶養義務者に対して交付するものとする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第9条 事業者において居宅介護・重度訪問介護を提供する主たる対象の障害種類は、身体障害者（18歳未満の者を除く）とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 居宅介護事業等を実施中に、利用者の心身の状況に異変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送の措置等を講じるものとする。

(虐待・身体拘束等の防止に関する事項)

第11条 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会は、利用者等の人権を擁護するため、虐待・身体拘束等のため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 虐待防止・身体拘束等に関する委員会の設置。責任者の選定及び設置。
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(掲示)

第12条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に質すると認められる重要事項を掲示する

- 2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる

(秘密の保持)

第13条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護する。又、職員であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な処置を講ずる。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(衛生管理等)

第14条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品

等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備する
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

（業務継続計画の策定等）

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な装置を講じるものとする

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

（苦情解決）

第16条 提供した指定居宅介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談担当者・苦情解決の手順を定め、事務所内の掲示及び利用者への説明により周知するものとする。

2 本事業所は、提供した指定居宅介護等に関し、障害者自立法第48条第1項の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

（職場におけるハラスメントの防止）

第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる

(手続規定の遵守)

第18条 指定居宅介護事業等の提供に係る契約が成立した時は、利用者の障害福祉サービス受給者証に契約支給量・契約日等を記載し、市町村に直ちに報告を行うものとする。

2 市町村から指定居宅介護事業等の介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、利用者に係る介護給付費の額を通知するものとする。

3 利用者が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとした時は、直ちに市町村に通知するものとする。

4 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規程で定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会と本事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成18年10月1日から施行する。

この運営規程は、平成19年4月1日から改正施行する。

この運営規程は、平成20年6月1日から改正施行する。

この運営規程は、平成21年4月1日から改正施行する。

この運営規程は、平成22年4月1日から改正施行する。

この運営規程は、平成23年4月1日から改正施行する。

この運営規程は、平成23年5月1日から改正施行する。

この運営規程は、平成23年7月1日から改正施行する。

この運営規程は、平成23年8月1日から改正施行する。

この運営規程は、平成23年11月1日から改正施行する。

この運営規程は、平成24年4月1日から改正施行する。

この運営規程は、平成25年1月1日から改正施行する。

この運営規程は、平成25年4月1日から改正施行する。

この運営規程は、平成25年5月20日から改正施行する。

この運営規定は、平成27年9月1日から改正施行する。

この運営規定は、令和2年4月1日から改正施行する。

この運営規定は、令和4年4月1日から改正施行する。

この運営規定は、令和4年5月1日から改正施行する。